

社会福祉法人天寿会
地域密着型介護老人福祉施設 さえずり
(運営規程)



地域密着型介護老人福祉施設 さえずり 運 営 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天寿会が設置運営する地域密着型介護老人福祉施設 さえずり（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
2. 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するよう努めるものとする。
 3. 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 5. 事業所は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(定 員)

- 第3条 施設の定員は29名とする。
2. ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数	3ユニット
(2) ユニットごとの入居定員	Aユニット（ヤマガラ）： 9名
	Bユニット（オオルリ）： 10名
	Cユニット（メジロ）： 10名

(施設の名称及び所在地)

- 第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名称： 社会福祉法人天寿会 地域密着型介護老人福祉施設 さえずり
 - (2) 所在地： 大阪府富田林市五軒家一丁目25番地10号

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第5条 施設に次の従業者を置く。（R6.4.1現在）

- | | | |
|------|----------|-------------------|
| (1) | 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) | 事務員 | 2名（常勤2名） |
| (3) | 生活相談員 | 2名（常勤2名） |
| (4) | 看護職員 | 4名（常勤2名、非常勤2名） |
| (5) | 介護職員 | 35名（常勤17名、非常勤18名） |
| (6) | 介護補助 | 5名（非常勤5名） |
| (7) | 機能訓練指導員 | 1名（常勤1名） |
| (8) | 介護支援専門員 | 1名（常勤1名）介護職と兼務 |
| (9) | 医師 | 2名（非常勤2名） |
| (10) | 管理栄養士 | 1名（常勤1名） |
| (11) | 調理員 | 委託 |

2. 第1項に定めるもののほか、必要ある場合はその他の従業者を置くことができる。

（職 務）

第6条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故があるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言を行う。
- (4) 看護職員
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (5) 介護職員
入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 介護支援専門員
入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した生活を営むことができる課題を把握し、地域密着型施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- (8) 医師
入居者の診察及び施設の保健衛生の管理指導を行う。
- (9) 管理栄養士
入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。
- (10) 調理員
管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2. 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

3. 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

(会 議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
- (2) サービス検討会議
- (3) 連絡会議
- (4) 給食会議
- (5) 入居判定会議
- (6) ケース会議
- (7) 役職者会議
- (8) 運営推進会議 (2ヶ月に1回)

2. 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 入居者に対する指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護サービスの内容及び利用料 その他の費用の額

(利用料等の受領)

第8条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「施設サービス」という）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2. 施設は、法定代理受領サービスに該当しない「施設サービス」を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3. 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用 1,600円/日
- (2) 居住に要する費用 ユニット型個室 2,500円/日
- (3) 厚生労働大臣の定める基準の基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。 実費（別途消費税要）
- (4) 理美容代 カット 2,200円 シャンプー 600円
 パーマ（カット込） 6,700円 顔そり 600円
 毛染め 4,500円
- (5) 特別室室料：日当たりが良く、室内に机を設置し、かつ共同生活室に近い居室を利用する場合の費用 ※利用料金 500円/日（別途消費税要）
- (6) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。
- (7) 第2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし入院又は外泊中ベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。

(8) 前各号に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。

4. 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家族に対し、該当サービスの内容、費用の額について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとする。

5. 施設は、前各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入居者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用)

第9条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入居者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された地域密着型施設サービス計画に基づいて提供される施設サービスとし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、居住費等その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章（契約書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第11条 施設は正当な理由無く施設サービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2. 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第14条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2. 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所)

第15条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2. 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族などの状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。
3. 施設は、入居申込者の入居に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況の把握に努める。
4. 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。
5. 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
6. 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができることと認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
7. 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助のため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供の記録)

第16条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を当該入居者の被保険者証に記載する。

2. 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(保険給付のための証明書交付)

第17条 施設は、法定代理人受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(施設サービスの取扱方針)

第18条 施設は、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営む事が出来るようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

2. サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営む事ができるよう配慮して行う。
3. サービスの提供は、入居者のプライバシー保護に配慮して行う。
4. 施設は、入居者の自立した生活を支援する事を基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
5. 施設の職員はサービスの提供に当って、入居者又は家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
6. 施設はサービスの提供に当っては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
7. 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束に係る態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。

(3) 入居者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

8. 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画の作成)

第19条 施設長は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させる。

2. 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けするように努める。
3. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、そのおかれている環境等の評価を通じて入居者が現在抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営む事ができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
4. 計画担当介護支援専門員は、前項は規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分説明し、理解を得る。
5. 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
6. 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者から、専門的な見地から意見を求める。
7. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に説明し、文書により入居者の同意を得る。
8. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付する。
9. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
10. 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に入居者に面接する。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録する。
11. 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地から意見を求める。
 - (1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合。
 - (2) 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。

12. 必要に応じて第2項から第8項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(介護)

- 第20条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的環境を築き、自立的な日常生活を営む事を支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。
2. 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
 3. 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行う。
 4. 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 5. 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
 6. 施設は褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
 7. 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
 8. 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 9. 施設は、入居者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(栄養管理及び食事の提供)

- 第21条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
2. 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
 3. 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
 4. 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(口腔衛生の管理)

- 第22条 施設は、入居者の口腔衛生の管理を計画的に行う。
2. 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言および指導を年2回以上実施する。
 3. 上記技術的助言および指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画の作成を行う。
 4. 必要に応じた定期的な計画の見直しを行う。

(相談及び援助)

- 第22条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

- 第23条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
2. 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はそ

の家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3. 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

4. 施設は、入居者の外出の機会を確保するように努める。

(機能訓練)

第24条 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第25条 施設の医師又は、看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2. 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者については、この限りではない。

3. 施設は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第26条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入居できるようにする。

(入居者に関する保険者への通知)

第27条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定介護福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第28条 施設の管理者は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2. 施設の管理者は、職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第29条 計画担当介護支援専門員は、第19条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービスの利用状況を把握する。

(2) 入居者の心身の状況、その置かれている環境などに照らし、その者が居宅において日常生活を営む事ができるかどうかについて定期的に検討し、職員の間で協議する。

(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営む事ができると認められる者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれる事となる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。

(4) 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と

密接に連携する。

- (5) 第18条第6項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (6) 第40条第2項に規定する苦情の内容を記録する。
- (7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(勤務体制の確保等)

第30条 施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2. 前項の職員の勤務体制を定めるに当たって、入居者が安心して日常生活を送る事ができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3. 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入居者に対する施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。
- 4. 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第31条 施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第32条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 施設は事故発生又は再発防止のために、事故発生の防止のための指針を整備する。

- 2. 事故が発生した場合又は発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備する。
- 3. 事故発生の防止委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 4. 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 5. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 6. 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第34条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2. 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 その他運営に関する事項

（虐待防止に関する事項）

第35条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

第36条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2. 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（身体拘束）

第37条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第38条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた

めの計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものと
する

（重要事項の揭示）

第39条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情処理体制
の概要その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

（秘密保持）

第40条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族
の秘密を漏らしてはならない。又、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2. 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際にあらかじめ文書によ
り入居者の同意を得る。

（個人情報の保護）

第41条 施設は利用者の個人情報「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介
護関係者事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り
扱いに努めるものとする。

2. 施設が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的
に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解
を得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第42条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介すること
の代償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

2. 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの代償
として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第43条 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対
応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2. 施設は、前項の苦情を受付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3. 施設は、提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求
め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して、市町村
が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に
従って必要な改善を行う。

4. 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5. 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行
う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指
導員又は助言に従って必要な改善を行う。

6. 施設は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善内容を報告する。

（地域等との連携）

第44条 施設は、運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2. 施設は、そのサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第45条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヵ月以内

（2）継続研修 年1回

2. 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

3. 事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

4. 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5. 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する記録を整備するとともに、富田林市の条例に定める期間、当該記録を保存するものとする。

6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人天寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第8章 会計の区分及び記録の整備

（会計の区分）

第46条 施設は、施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

（記録の整備）

第47条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、サービスを完結した日から5年間保存する。

（1） 地域密着型施設サービス計画

（2） 提供した具体的なサービス内容等の記録

- (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入居者に関する保険者への通知に関する記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(法令との関係)

第48条 この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

- 2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人天寿会と事業所の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成30年 8月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成31年 4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和元年 10月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和3年 4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和5年 1月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和6年 4月1日から一部改正し施行する。

追加検討条文

■ 協力医療機関等について

(協力医療機関等)

第●条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

■ 生産性向上に係る取決め

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第●条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。